

鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規程

(趣旨)

第1 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第2項及び第3項、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号。以下「条例」という。）、及び鳥取県林地開発条例施行規則（平成17年鳥取県規則第8号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この規程において使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(開発行為の一体性)

第3 規則第3条に規定する開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。

(1) 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

(2) 実施時期の一体性

時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

(3) 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

2 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報により総合的に判断するものとする。

(開発許可に係る技術基準細則)

第4 開発許可に係る基準については、条例別表及び規則第6条に規定するもののほか、次の基準細則によるものとする。なお、雨量強度については鳥取県の最新の降雨強度式（鳥取県県土整備部発行「河川計画の手引き【技術資料編】」巻末資料に掲載）により算出すること。

1 災害の防止（条例別表の2関係）

(1) 土砂の移動量

条例別表の2の項の基準の欄の(1)に規定する土砂の移動量が必要最小限のものであることとは、次の各号に掲げるものにあっては、当該各号に定めるとおりとする。

ア スキー場の造成のうち滑走コースの造成に係る切土量 1ヘクタール当たり1,000立方メートル以下であること。

イ ゴルフ場の造成に係る切土量又は盛土量 18ホール当たり200万立方メートル以下であること。

(2) 切土、盛土又は捨土

ア 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のアに掲げる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(ア) 切土は、上部から順次階段状に行い、のり面の安定が確保されるものであること。

(イ) 盛土は、水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

(ウ) 土石の落下を防止する必要がある場合にあつては、柵工の実施その他の土石の落下防止のための措置が講ぜられていること。

(エ) 切土又は盛土を行う場合にあっては、工事時期及び工法が、融雪、豪雨その他の気象の変化による災害の生ずるおそれのないものであること。

イ 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のイに掲げる要件は、土捨て場の位置が、急傾斜地、湧水の生じている箇所その他の不適切な箇所を避け、かつ、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されていることとする。

ウ 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる切土を行う場合の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(ア) のり面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍に現に存するのり面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

(イ) 土砂又は岩石の切土高が5メートルを超える場合にあっては、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める高低差ごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	20メートル以下
風化の著しい岩石又は砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	5メートル以下

(ウ) 切土を行った後の地盤がすべり、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、杭打ち、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

エ 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる盛土を行う場合の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(ア) のり面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍に現に存するのり面の状態を勘案して、現地に適合した安全なものであること。

(イ) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置その他必要な措置が講ぜられていること。

(ウ) 盛土高が1.5メートルを超える場合にあっては、のり面の勾配が35度以下であること。

(エ) 盛土高が5メートルを超える場合にあっては、高低差5メートルごとに幅1メートル以上の小段を1以上設置すること。

(オ) 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合にあっては、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置その他の必要な措置が講ぜられていること。

オ 条例別表の2の項の基準の欄の(2)のウに掲げる捨て土を行う場合の要件は、次の各号に定めるとおりとする。

(ア) 土捨て場を設置するとともに、土砂の流出防止措置が講ぜられていること。

(イ) 前号の規定に準じて盛土が行われるとともに、土砂流出のおそれがないものであること。

(3) 法面崩壊防止の措置

ア 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定する周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合とは、事業区域が人家、学校、道路その他の施設に近接している場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。ただし、土質試験等に基づく地盤の安定計算の結果により、のり面の安定を保つためのよう壁の設置等の措置が必要でないと認められる場合は、この限りでない。

(ア) 切土により生ずるのり面の勾配が30度を超え、かつ、高さが2メートルを超える場合。ただし、当該のり面が硬岩盤に生ずるものである場合又は当該のり面の勾配が、次の表の左欄に掲げる土質の区分に応じ、それぞれ右欄に定める勾配に該当する場合は、この限りでない。

軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度以下
風化の著しい岩石	40度以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度以下

(イ) 盛土により生ずるのり面の勾配が30度を^こえ、かつ、高さが1メートルを超える場合
イ 条例別表の2の項の基準の欄の(3)に規定するのり面崩壊防止の措置が適切に講ぜられるものであることは、よう壁の設置にあつては、次の各号に定めるとおりとする。

(ア) よう壁が、土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によってよう壁が破壊されないこと。

(イ) 土圧等でよう壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(ウ) 土圧等でよう壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

(エ) 土圧等でよう壁が沈下しないこと。

(オ) よう壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(4) 法面保護の措置

ア 条例別表の2の項の基準の欄の(4)に規定するのり面保護の措置は、在来種を用いた植生その他の開発行為をしようとする森林の自然条件に適合するものであること。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める措置とする。

(ア) 植生による保護が適さない場合又は植生による保護のみではのり面の浸食を防止できない場合には吹付工その他の人工材料による保護措置

(イ) 表面水、湧水若しくは溪流によるのり面の浸食又は崩壊のおそれがある場合 排水施設の設置又はよう壁の設置

イ 開発者は、法面等の緑化にあつては、以下の事項について留意するものとする。

(ア) 条例15条第2項に定める必要な報告として、法面整形後、参考様式第1号に参考様式第2号を添付して提出すること。

(イ) 参考様式第2号の作成に当たっては、第3の1(4)に定める措置が図られるよう計画するものとし、「道路土工一切土工・斜面安定工指針」の最新版等により適切なものとする。

(ウ) 参考様式第3号の通知を受けた後に緑化を行うこと。

(5) 土砂流出防止の措置

条例別表の2の項の基準の欄の(5)に規定するえん堤等の容量及び構造は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 開発行為の施行期間中にあつては、次の表の左欄に掲げる開発行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。ただし、貯砂した土砂を繰り返し排除して使用する場合にあつては、4月分以上貯砂できる構造のものであり、かつ、当該排除の方法及び処分の方法が明らかにされているものであること。

開発行為が土砂の移動を伴わず、かつ、傾斜15度未満の平坦地で行われる場合	200立方メートル
開発行為が傾斜15度以上25度未満の丘陵地（起伏量100メートル以上200メートル未満）で行われる場合	300立方メートル
開発行為により生じる切土又は盛土の高さが5メートル以上の場合	400立方メートル
開発行為が山岳地（起伏量200メートル以上）で行われる場合	
開発行為が、鉱物の露天掘り、土石の採掘、道路又は宅地等の建設を目的とするものであって、周辺の環境保全に及ぼす影響及び災害発生のおそれ大きい場合	400立方メートル

イ 開発行為完了後3年（地表の状態が裸地である場合その他知事が必要と認める場合にあつては、5年）を経過するまでの間にあつては、次の表の左欄に掲げる開発行為完了後における地表の状態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの年間流出土砂量に事業区域のうち土地の形質変更を行った部分の面積を乗じて得た年間流出土砂量を貯砂できるものであること。

裸地（開発行為完了後3年を経過するまでの間のもの）	50立方メートル
裸地（開発行為完了後3年を経過した後、5年を経過するまでの間のもの）	20立方メートル
草地	15立方メートル
林地	1立方メートル

ウ 「災害が発生するおそれがある区域」については次の表に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次の（ア）及び（イ）を目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、次の表に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

- （ア）山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- （イ）土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

（ウ）なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

（エ）上記の検討結果を整理し、必要な措置の内容について規則様式第7号裏面に必要な事項を記載すること。

（6）排水施設

ア 排水施設の断面

計画流量の排水が可能になるように余裕（1.2倍以上）を考慮して定められていること。

雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみて、いつ水による影響の大きい場合にあっては、これを考慮して定められていること。

（ア）排水施設の計画に用いる雨水流出量は、次式により算出されていること。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量（m³/sec）

f：流出係数

r：設計雨量強度（mm/hr）

A：集水区域面積（ha）

(イ) 前式の適用に当たっては、次の a から c までによるものであること。

- a 流出係数は、次の表により定められたものを用いること。なお、浸透能不能とは、流域全体を考慮して例えば基岩が現れているものや、粘性土で浸透能が不良と思われるもの。浸透能良好とは、砂質土、火山堆積物で粗しょうなものなど、空隙の多い土壌をいう。

区分 地表状態	浸透能不能	浸透能普通	浸透能良好
林地	0.6～0.7	0.5～0.6	0.3～0.5
草地	0.7～0.8	0.6～0.7	0.4～0.6
耕地	—	0.7～0.8	0.5～0.7
裸地	1.0	0.9～1.0	0.8～0.9

- b 設計雨量強度は、次の c による単位時間内の10年確率で想定される雨量強度を用いること。ただし、事業区域に隣接して、人家等の人命に関わる保全対象がある場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

- c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた次の表を参考として用いること。

流域面積	単位時間
50ヘクタール以下	10分
100ヘクタール以下	20分
500ヘクタール以下	30分

(ウ) 流速及び流量は次式により算出されていること。この場合において、粗度係数は次の表により定められたものを用いること。

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

V：流速（m/sec）

n：粗度係数

R：径深（m）＝A/P

A：通水断面（㎡）

P：潤辺（m）

$$Q = A \cdot V$$

Q：流量（m³/sec）

A：通水断面（㎡）

V：流速（m/sec）

排水施設の種類			粗度係数 n
素掘り	土		0.020～0.025
	砂	レキ	0.025～0.040
	岩	盤	0.025～0.035
現場施工	セメントモルタル		0.010～0.013
	コンクリート		0.013～0.018
	粗石	練積	0.015～0.030
		空積	0.025～0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管		0.011～0.014
	コンクリート管		0.012～0.016
	コルゲートパイプ		0.025～0.035

(エ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量等を安全に流下させることができる断面とすること。

イ 排水施設の構造等

(ア) 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性を有する構造であり、漏水を防止するための措置が講ぜられていること。

(イ) 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要な柵又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

(ウ) 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

(エ) 排水施設は、排水を河川その他の排水施設まで導くように計画されていること。この場合、接続先となる河川その他の排水施設の管理者の同意を得ているものであること。

ウ 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

(7) 洪水調節池（災害の発生の防止に係るもの）

ア 洪水調節池の容量

(ア) 洪水調節池の容量は、下流における流下能力を考慮のうえ、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。ただし、排水を接続する河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

(イ) 下流における流下能力を考慮のうえとは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えているか否かを調査の上、この超える流量も調節できる容量であること。

(ウ) 流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

イ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ウ 洪水調節の方式

自然放流方式であること。

エ 洪水調整池の代替措置

用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

(8) 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

(9) 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(10) 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

(6) 排水施設のウのとおり。

(11) 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為

ア 自然斜面への設置

(ア) 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び土砂の移動量が必要最小限のものであること。土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。

イ 排水施設の断面及び構造等

太陽光パネルの表面が平滑で一定の斜度があり、雨水が集まりやすいなどの太陽光発電施設の特性を踏まえ、太陽光パネルから直接地表に落下する雨水等の影響を考慮する必要があることから、雨水等の排水施設の断面及び構造については、以下のとおりとする。

(ア) 排水施設の断面

地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0を用いること。

(イ) 排水施設の構造等

排水施設の構造等については、(6) イの規定に基づくほか、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面浸食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置を適切に講ぜられていること。

2 水害の防止（条例別表の3関係）

(1) 洪水調節池（水害の発生の防止に係るもの）

ア 洪水調節池の容量

(ア) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより、当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

a 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴う流量の増加率が1%以上の範囲内とする。

下式により、開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上となる流域面積を算出し、その流域面積をもとに該当範囲を特定し、該当範囲内の最下流地点までとする。

$$(式) A = \frac{A' \times (f' - f)}{f \times 0.01}$$

A	: 開発地を含む流域面積
A'	: 開発地面積
f'	: 開発地の開発中及び開発後の流出係数
f	: 開発地を含む開発前の流出係数

b 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の流下能力から、30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

c 当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものであること。

(イ) 流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(ウ) 安全に流下させることができない地点が生じない場合には、(7) のアによること。

イ 余水吐の能力

コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

ウ 洪水調節の方式

自然放流方式であること。

3 水の確保（条例別表の4 関係）

条例別表の4の(1)により貯水池又は導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等、水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 環境の保全（条例別表の5 関係）

(1) 条例別表の5の項の基準の欄の(1)に規定する適切な方法は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 森林又は緑地の残置又は造成については、次の表の左欄に掲げる開発行為の目的の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事業区域内において残置し、又は造成する森林又は緑地の面積の割合により行われ、かつ、それぞれ同表の右欄に掲げる森林の配置等により行われるものであること（森林の配置等として残置森林及び造成森林の配置が行われる場合にあっては、条例の基準を満たすために必要であると知事が認めたときに限り造成森林の配置が行われるものであること。）。ただし、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、森林を残置し、若しくは造成することが困難若しくは不適当であるもの又は環境の保全上支障がないものと知事が認めるときは、この限りでない。

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率60パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 1区画の面積は、1,000平方メートル以上とし、建物敷地の面積は、その30パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率60パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 一の滑走コースの幅は、50メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合は、その中央部に幅100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上部又は下部に設けるゲレンデ等は、1箇所当たり5ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
ゴルフ場の造成	森林率 50パーセント以上 残置森林率40パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。 2 ホール間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は30メートル以上とし、そのうち残置森林の幅は20メートル以上とする。
宿泊施設又はレジャー施設の設置	森林率 50パーセント以上 残置森林率40パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 建物敷の面積は、事業区域の面積の40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合にあっては、分散させるものとする。 3 レジャー施設1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、5ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、施設間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
工場・事業場等の設置	森林率 25パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 工場・事業場等1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、工場・事業場等間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。

住宅団地の造成	緑地率 20パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。 2 住宅団地1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数造成する場合にあっては、住宅団地間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。
土石等の採掘		1 周辺部に幅30メートル以上の残置森林を配置する。ただし、残置森林を配置することが条例別表の2の項に定める災害の防止の基準を満たすために支障となるときは、必要な範囲において残置森林に代えて造成森林を配置する。 2 開発行為に係る森林を採掘した跡地は、平坦部に造成森林を配置する。のり面は、緑化し、小段平坦部は、植栽する。
太陽光発電施設の設置	森林率 25パーセント以上 残置森林率 15パーセント以上	1 周辺部に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とし、そのうち一部又は全部は残置森林とする。また、稜線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 太陽光発電施設1箇所当たりの開発行為に係る森林の面積は、20ヘクタール以下とし、事業区域内に複数設置する場合にあっては、太陽光発電施設間に配置する残置森林及び造成森林の幅の合計は、30メートル以上とする。

備考

- この表において「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地をいう。
- この表において「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上部又は下部に設けられるスキーヤーの滞留場所であって、リフト乗降場、レストハウスその他の施設用地を含む区域をいう。
- この表において「ゴルフ場」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令に規定するゴルフ場及び当該ゴルフ場以外の施設であってその利用形態がゴルフ場と同一であると認められる施設をいう。
- この表において「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所その他の専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいう。
- この表において「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動物園、植物園、サファリパーク、レジャーランド（体験娯楽施設）、ゴルフ練習場（ゴルフ場に付設されたものを除く。）その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。
- この表において「残置森林率」とは、残置森林のうち15年生以下の森林を除いたものの面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。
- この表において「森林率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。
- この表において「工場・事業場等」とは、製造、加工処理、流通その他の生産活動に係る施設並びに学校教育施設、病院及び廃棄物処理施設であって、省令第5条各号に定めるもののものをいう。
- この表において「緑地率」とは、残置森林の面積に造成森林のうち硬岩切土面に造成されたものその他の確実な成林が見込まれない森林を除いたものの面積及び公園、広場、隣棟間緑地、コモン・ガーデン、緑地帯、緑道、のり面緑地その他の緑地の面積を加えた面積が開発行為をしようとする森林の面積に占める割合をいう。

イ 森林の造成については、植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じたものであるとともに、開発行為をしようとする森林の自然条件に適合する高木性樹木を、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める1ヘクタール当たりの植栽本数を均等に分布するよう植栽するものであること。ただし、植栽本数については、公衆の保健又は風致の保存を目的に造成する森林又は、住宅団地又は宿泊施設その他の建物間、ゴルフ場のホール間等で修景効果、保健休養機能の発揮等を併せて期待する造成森林であって、環境の保全上支障がないものとして知事が認めるときは、樹種の特性、土壌条件等を勘案し、1ヘクタール当たり500本から1,000本の範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

樹高が1メートル未満のものを植栽する場合（土質条件により確実な成林が見込めない場合に限る。）	3,000本以上
樹高が1メートル以上2メートル未満のものを植栽する場合	2,000本以上

樹高が2メートル以上3メートル未満のものを植栽する場合	1,500本以上
樹高が3メートル以上のものを植栽する場合	1,000本以上

(2) 条例別表の5の項の基準の欄の(2)に掲げる植生の保全等には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

(太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為についての配慮事項)

第5 開発者は、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為にあっては、以下の事項について配慮するものとする。

1 住民説明会の実施等

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、開発者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組の実施について配慮すること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する開発者と地域住民の間でトラブルが発生する事案があることから、開発者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うよう配慮すること。

2 景観への配慮

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、開発者は太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮すること。

(開発許可に係る申請書等作成要領)

第6 開発許可に係る申請書及び添付書類の作成については、規則第4条及び第5条に定めるもののほか、次の表により行うものとする。ただし、記載等すべき事項がない場合には、その書類の作成を省略することができる。

書類等の名称	規則の条項等	作成要領
林地開発許可申請書	規則第4条第1項 (様式第1号)	1 開発行為に係る森林の所在場所が複数ある場合は、代表する所在場所及び他の筆数を記入すること。 2 開発行為に係る森林の土地の面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てること。 3 森林を開発する行為の実施主体、当該行為の期間又は当該行為が行われる場所の相違にかかわらず、当該行為の計画について相互に関連があるものは、それらを一体の開発行為として、申請を行うこと。 4 開発行為の着手予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合は「許可の日から」とすること。 5 開発行為の完了予定年月日は、特定の年月日が明らかでない場合は「許可の日（又は着手の日）から〇年以内」等とすること。 6 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行

		為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。 7 備考は、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、「別紙のとおり」と記載し、他法令等の許認可の手続状況一覧表（様式第6号）に一括記入すること。 8 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）その他の法令又は条例に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
林地開発変更許可申請書	規則第4条第1項 （様式第2号）	1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 2 林地開発許可申請書（様式第1号）に準じて作成すること。 3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。 4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。 5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。
林地開発行為変更届	規則第4条第3項 （様式第3号）	1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 2 林地開発変更許可申請書（様式第2号）に準じて作成すること。 3 変更の内容は、主な変更点について簡潔に記載すること。 4 変更の理由は、変更理由を簡潔に記載すること。 5 添付書類は、変更前及び変更後の区別を明示すること。
位置図	規則第5条第1項	縮尺5万分の1以上の地形図に、開発事業区域の位置を明示すること。
区域図	規則第5条第2項	縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面に、次の事項を明示すること。 ア 開発事業区域（区域界は赤線で囲む）、その一部が開発しようとする森林である場合には、その森林区域界（区域界は緑線で囲む） イ 開発事業区域内及び隣接地の県市町村界、大字界、字界及び名称、地番界、地番
林地開発事業計画書	規則第5条第3項第1号 （様式第4号）	1 一時的利用計画の欄は、一時的に他用途に利用する計画がある場合には、その内容等について記載すること。 2 当該森林及び下流における水需給の状況の欄は、周辺の地域又は下流における水源等の有無及び水利用の状況について記載すること。 3 許可計画の内容を変更しようとする場合にあっては、変更前及び変更後の区別を明示すること。
工事工程（工区）計画表	規則第5条第3項第2号 （様式第5号） 別添参考様式第4号	1 開発行為の内容に応じて工区別及び工種別に区分し、具体的に記入すること。 2 着工予定年月日及び完了予定年月日が明らかでない場合は、見込みで記入すること。 3 工種は、開発行為の内容に応じて具体的に区分すること。 4 仮設の防災施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。 5 工程は、防災施設（仮設含む）に係るものを先行させること。 6 記載例は参考様式第4号を参考にすること。

全体計画及び期別計画の概要	規則第5条第3項第3号 (様式第6号)	- 全体計画及び期別計画がある場合に記載すること。 - 開発後の用途別面積の欄の計は、開発事業区域面積と一致させること。
防災計画概要表	規則第5条第3項第4号 (様式第7号表面)	- 防災計画の概要について記載すること。 - 仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。
災害が発生するおそれがある区域等における災害防止措置概要表	規則第5条第3項第4号 (様式第7号裏面)	- 事業区域内に左欄に掲げる区域が含まれる場合は、災害を防止するための十分な容量及び構造を有するえん堤、排水施設、洪水調節池、森林の残置、なだれ防止措置その他の災害防止措置を開発行為に先行して講ずることとし、「災害防止措置」の欄にその内容を記載すること。 - 裏面の表は、林地開発許可申請書(様式第1号)を提出する場合に限り記載すること。
残置森林等の維持管理計画書	規則第5条第3項第5号 (様式第8号)	残置森林等の維持管理計画について記載すること。
残置森林等配置図		- 縮尺5千分の1以上の等高線が記載された図面に、開発事業区域、残置森林、造成森林及び開発行為を行った後に森林以外となる区域を明示すること。 - 全体計画がある場合には、1に準じて作成すること。(1とは別葉で可) - 開発事業区域の区域界を赤線で表示すること。 - 残置森林、造成森林、開発後森林以外となる区域を表示し、これらの形態別に着色すること。(残置森林は緑色とすること。) ※実測図かつ等高線が鮮明に判読できるものとする
境界杭設置位置図		事業区域の境界杭の設置位置を明示すること。 ※事業区域(残置森林区域の外周)について、屈曲点のほか、20mごとに杭を設置すること。
現況図	規則第5条第3項第6号	縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面に、次の事項を明示すること。 ア 開発事業区域(区域界は赤線で囲む。) イ 森林の現況(人工林・天然林等の別に着色し、樹種、林齢を記入する。) ウ 事業区域の周辺の人家又は公共施設の位置
流域現況図	規則第5条第3項第7号	流域の地形、土地利用の状態、河川の状況(河川の位置、開発行為に伴うピーク流量の増加率が1%以上となる範囲、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等)を明示すること。
利用計画図	規則第5条第3項第8号	縮尺2千5百分の1以上の等高線が記載された図面に、次の事項を明示すること。 ア 開発事業区域(区域界は赤線で囲む。)及び地番界 イ 切土、盛土、捨土、排水施設、道路等の造成計

		画、残置森林等の区域及びこれらの形態別の着色（残置森林は緑色とする。） ウ 全体計画及び期別計画がある場合には、その計画（別図面でも可。） エ 土石等の採掘、残土埋立等開発期間が長期にわたるもので仮設防災施設の位置が変わるもの等については施工中の利用計画図も作成すること。 ※実測図とすること。
土工標準図	規則第5条第3項第9号	法面勾配、土質、小段計画、法面保護、植栽計画等を明示すること。
縦断図及び横断図	規則第5条第3項第9号	土量計算に必要な箇所について、利用計画図と対比できるように明示すること。 ※実測図かつ等高線が鮮明に判読できるものとする。
防災施設の設計図及び設計根拠	規則第5条第3項第10号	よう壁、えん堤、排水施設、洪水調節池、沈砂池等の防災施設（仮設含む）の縦横断図、構造図、土工定規図等の設計図のほか、各種安全計算等の算出根拠及び設計根拠を添付すること。
建物その他工作物の概要図	規則第5条第3項第11号	
森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表	規則第5条第3項第12号（様式第9号）	1 開発行為をしようとする森林について、一筆ごとに記入すること。 2 面積は、実測でヘクタールを単位とし、小数点以下は4位にとどめ、小数点以下5位を切り捨てること。 3 所有権者の住所及び氏名は、登記記録のとおりとし、同意等の取得の相手方が登記記録の住所及び氏名と異なる場合には、（ ）で二段書きとすること。 4 所有権の欄の権原の取得状況は、申請者名義のものは「所有」と、これ以外のものは「売買（賃借）契約」、「施行（開発）同意（承諾）」等権原の取得等の状況に合致した内容を記入すること。 5 所有権以外の権利関係の欄の権利の種類は、抵当権、地上権等登記上の権利を記入し、権利者の住所及び氏名並びに権原の取得状況は、3及び4に準じて記入すること。 6 区分の欄には、次の区分により記入すること。 開発行為に係る森林に該当する地目：開 残置森林に該当する地目：残 開発行為に係る森林及び残置森林の両方に該当する地目：開・残
森林以外の所在場所、面積及び権利関係一覧表	規則第5条第3項第13号（様式第10号）	1 事業区域内の森林以外の土地のうち防災施設の設置その他の事業の施行に伴い開発者が使用する土地について、一筆ごとに記入すること。 2 権原の取得状況の欄の年月日は、売買契約、同意等の年月日を記入すること。 3 備考欄は、えん堤、排水施設、洪水調節池等の用途を記入すること。 4 地目ごとに小計し、その他は森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第11号）に準じて記入すること。
権原の取得状況を証明する同意書の写し	規則第5条第4項（様式第11号）	
他法令等の許認可の状況一覧表	規則第5条第5項第3号（様式第12号）	1 他法令等の許認可の状況について記載すること。 2 他法令等の許認可の状況を証明する書類（許認可書、担当部局の受付印が押印された申請書等）の写しを添付すること。
資金計画書	規則第5条第6項第4号（様式第13号）	1 処分収入の内容については、備考欄に具体的に記入すること。

		2 防災施設に係る費用は自己資金又は借入金により支出できるものであること。 添付書類 預金残高証明書、融資証明書その他の収入を証明する資料（自己資金又は借入金を当該事業に係る収入とする場合に限る。）
開発事業区域を管轄する集落住民の代表者の同意書の写し	別添参考様式5号	軽微な変更以外の変更を行う場合は、再度同意書を取得すること。
排水先の河川等の管理者の同意書の写し	別添参考様式6号	排水先の河川等とは、直接の排水が接続する河川またはその他の排水施設とする。 軽微な変更以外の変更を行う場合は、再度同意書を取得すること。
河川等の管理者との協議録	別添参考様式7号	1 排水施設の計画にあたり、開発による影響を受ける河川等を管理する者と狭窄部等について協議した結果が分かる協議録を添付すること。 2 記載例は参考様式第7号を参考にすること。 3 軽微な変更以外の変更を行う場合は、再度提出すること。
境界確認書	別添参考様式8号	事業区域の隣接地の土地所有者又は利害関係者と境界確認の立会を行った内容を記入すること
用地選定理由書		用地選定に至った経緯、理由等を記載すること。（全体計画に基づいて区域を拡大する場合を除く。）
現況写真		事業区域の現況写真に、その撮影方向を記載した現況図を添付すること。
開発協定書		1 鳥取県開発事業指導要綱（昭和60年7月12日付発土第76号。以下「指導要綱」という。）の適用となる開発事業の場合は、指導要綱第10条の規定による関係市町村長との開発協定書の写し 2 それ以外の開発事業にあっては、関係市町村等と協定等を締結している場合は、その写し
住民説明会等の開催概要書類	規則第5条第3項第14号	住民説明会等の開催日時、対象地区、参加人数、説明の概要、意見及び意見に対する対応状況等を記載すること。 軽微な変更以外の変更を行う場合は、再度の説明会の要否について、関係自治体と相談すること。
景観への配慮状況書類	規則第5条第3項第14号	景観の維持のために十分配慮したことを示す太陽光パネルやフレーム等の色彩・反射光・修景等の措置状況を記載すること。 軽微な変更以外の変更を行う場合は、再度提出すること。
身分を証する書類		1 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書の写し。 2 法人でない団体の場合は、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類の写し 3 個人の場合は、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 4 申請日前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること。
土地に係る登記事項証明書		1 様式第11号及び第12号の土地に係る登記事項証明書の写し 2 申請日前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること。
土工配分図		別荘地、スキー場及びゴルフ場の造成、宿泊施設又はレジャー施設の設置に係る開発行為にあっては、切土及び盛土の移動方向及び土量を明示すること。

		※実測図かつ等高線が鮮明に判読できるものとする こと。
公図		法務局の土地台帳附属地図の写しに開発事業区域 界を赤線で囲むこと。枚数が複数で判読が困難となる 場合等には適宜の方法により集合図を作成すること。
面積算出根拠		1 鳥取県林地開発条例施行規則 様式第4号「林地 開発事業計画書」に記載する面積の算出根拠を集計 表、図面等で示すこと。 2 面積算出方法は原則として次のいずれかによる ものとする。 なお、プランメーターによる場合には三回読みの 平均値とすること。 ア 三斜切り イ プランメーター ウ 座標計算 エ C A D
土量計算書		切土、盛土及び捨土の土量算定根拠を明らかにする こと。

注

- 1 図面には、縮尺、方位及び記号の凡例等を記入すること。
- 2 明示事項の多少により、別葉あるいは他の図面に合わせて明示するなど適宜作成すること。
- 3 A4判に製本すること。
- 4 図面を図面袋等に格納する場合には、図面の名称一覧表を添付すること。
- 5 図面以外の書類には、見出しラベルを付けること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年3月29日から施行する。
- 3 この規程は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第1及び第5の表中林地開発事業計画書（様式第4号）、他法令等の許認可の状況一覧表（様式第6号）、残置森林等配置図、森林の所在場所、面積及び権利関係一覧表（様式第11号）、開発協定書の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 改正後の鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規程第3、第4及び第5の表中利用計画図、土工標準図、排水先の河川等の管理者の同意書の写し（別添参考様式2号）、住民説明会等の開催概要書類、景観への配慮状況書類、面積算出根拠の規定は、この運用規程の施行の日以後にされる開発許可の申請について適用する。
- 5 この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規程第4の1（5）ウ、1（6）ア（イ）b、1（7）ア（ア）については、改正後のこの運用規程の施行の日以後にされる開発許可の申請（変更申請を除く）について適用する。

参考様式第 1 号

法 面 整 形 完 了 後 に お け る 法 面 保 護 に 係 る 検 討 報 告 書

年 月 日

職 氏 名 様

事業者 住所 法人にあっては、名称
氏名 及び代表者の氏名

次のとおり森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為について、法面保護に係る検討結果を報告します。

許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日付第 号
林 地 開 発 行 為 の 目 的 (事 業 の 名 称)	()
林 地 開 発 区 域 の 所 在 場 所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林 地 開 発 区 域 の 面 積	h a
法 面 整 形 の 完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	・ 参考様式第 3 号 (緑化計画書) ・ 調査状況写真 (土壌硬度測定中など)

- 注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 変更について許可を受けている林地開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。

法 面 保 護 計 画 書 （ 記 載 例 ）

1. 事前の調査結果

地 形	(概略・微地形) 計画地は、標高○～○mの丘陵地で、南向きの凹地形を呈している。 斜面の勾配は約25～40度で、計画地周辺に顕著な崩壊跡地は見られない。				
気 象	(霜柱の発生程度)		5回程度／年		
生 育 基 盤	表 土 の 状 況 (造成前)	厚さ： (平均) 60cm 40cm～ 80cm	土壌硬度：(平均) 10mm 7mm～ 13mm	水素イオン指数： (平均) pH 6.2 pH 6.0～pH 6.4	
		透水性： 良 ・ 不良	養分の状況： 多 ・ 普通 ・ 少		
		表土活用 の 検 討	活用の有無： 有 (約 3,000m ³) ・ 無		
		活用の方法：埋め立て後に平坦部の客土として使用。			
	斜 面 の 状 況 (切土)	勾配： 一度～ 40 度	斜面長： 8 m～ 15 m	土壌硬度：(平均) 24 mm 20 mm ～ 28 mm	
斜 面 の 状 況 (盛土材 料)	土質：真砂土	方 向：東～西	斜面積： 15,000 m ²		
	勾配： 一度～ 25 度	斜面長： 60 m～ 80 m	水素イオン指数： (平均) pH 7.5 pH 7.0 ～pH 8.0		
	土質：粘性土		斜面積： 45,000 m ²		
植 物	周辺植物 の種類・ 群落特性	計画地周辺はミズナラを主とした広葉樹林群落である。 一部にスギ・ヒノキ林があるが、竹林化が進んでいる。			
	周辺施工 地の生育 状 況	周辺の盛土施行地にはスギが植栽されており、一部の過湿地を除き、生育は 良好である。			
動 物	鳥獣害・ 病 虫 害	二ホンジカにより上記スギ苗木の食害がみられる。			
土 地 利 用 状 況		計画地周辺は大部分が森林である。一部に農地があるが、現在は耕作放棄地 となっている。			
法 規 制 の 有 無		特になし			
景 観 の 保 全 性		計画地は谷部かつ、周辺に主要道路や住宅はないため、周囲からの展望性は 低い。			
土 地 所 有 者 の 要 望		土地所有者はスギかヒノキの植栽を希望している。			

2. 法面保護計画 (1) ※平地に植栽する場合の記載例

地区	造成森林（0～35度未満）			
	目標タイプ：高木型（木材生産型）		導 入 植 物	主林木：スギ（樹高(成木時)30m） ヒノキ（樹高(成木時)30m）
	土地の勾配：(平坦) 度（切 (盛)）			肥料木：なし
	有効土層厚（計画）：上層 60 cm 下層 40 cm （排水層 cm）			

生育基盤 (客土) の造成 (改善方法)	客土材の確保：埋め立て前に表土をストックしておく。 施工方法：埋め立て完了後に、上記客土をバックホウ等により1mの厚さに敷き均す。 土壌改良：上層にバーク堆肥を土壌容量の約2割混入し、トラクターで耕転する。 pH調整：特に行わない。 排水性の改良：盛土内に暗渠排水管を設置する。 その他：			
	表土の浸食防止策	有（ ） ・ 無		
	法面整形後の調査結果	有効：(上層) 60 cm 土層厚 (下層) 50 cm	土壌硬度：(平均) 16 mm 14 mm ~ 18 mm	水素イオン指数： (平均) pH 8.0 pH 7.5 ~ pH 8.5
		透水性： 良・不良	排水性： 良好・やや不良・不良	養分の状況： 多・普通・少
	植栽	時期：4~5月	本数： 3,000 本/ha(H=40 cm)	
植栽方法：直径30cm深さ30cmの穴を掘り、苗木を植栽する。 埋め戻しする土砂には堆肥を50g混入する。				
緑化植物の管理	管理者：土地所有者			
	協定・保全管理計画書等：残地森林等保全管理書を提出			
	鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、シカ防護ネットを設置する。			
	作業種類（実施時期・回数） ・追肥：必要に応じて行う ・補植：必要に応じて行う ・下刈り：植栽後5年間は年1回、植栽後2年間は必要に応じて年2回行う。 ・つる切り：行わない。 ・除伐：行わない。 ・その他（ ）：			

3. 法面保護計画（2） ※切土法面への小段植栽及び法面の緑化を行う場合の記載例

地区	造成森林及び造成緑地（35~45度未満）		
	目標タイプ：高木・草本型	導入植物	主な樹種：コナラ（樹高(成木時)20m）
	斜面の勾配： 40 度		主な草本：バミューダグラス、クローバー等
	斜面の高さ：（最大） 20 m	小段の有無：有（幅 2.0 m） ・ 無	
播種工の種類	植生シート工	小段植栽のための緑化基礎工の種類	萱筋工（小段法肩に萱株を10本/m植栽し、法肩の保護を図る。）
法面整形後の調査結果	土質：軟岩（凝灰質砂岩）	勾配： 38~40 度	土壌硬度：(平均) 20 mm 16 mm ~ 24 mm
	乾燥状況： 乾燥 ・ 普通 ・ 湿潤		
播種及び	時期：(播種) 4月・(植栽) 4月	植栽本数： 1 本/m	

	小 段 植 栽	植栽方法：小段部に列状に直径30cm深さ30cmの穴を掘り、苗木を植栽する。 埋め戻しする土砂には堆肥を50g混入する。	
	緑 化 植 物 の 管 理	管理者：土地所有者	
		協定・保全管理計画書等：残地森林等保全管理書を提出	
		鳥獣害・病虫害対策：苗木の食害を防ぐため、シカ防護ネットを設置する。	
		作業種類（実施時期・回数） ・ 追 肥：行わない。 ・ 補 植：必要に応じて行う。 ・ 下刈り：行わない。 ・ つる切り：行わない。 ・ 除 伐：行わない。 ・ その他（ ）：	

4. 法面保護計画（3） ※ツル植物類により切土法面を緑化する場合の記載例

地区	造成緑地（45度以上）		
	目標タイプ：ツル型	導入植物	主な草本：-
	斜面の勾配： 50 度		つる植物類：ナツズタ
	斜面の高さ：（最大） 40 m	小段の有無：有（幅 1.5 m） ・ 無	
	播種工の種類	小段植栽のための緑化基礎工の種類	植生土のう工
	法面整形後の調査結果	土質：軟岩（凝灰質砂岩） 勾配： 45～50 度	土壌硬度：（平均）32 mm 30 mm ～ 34 mm
	乾燥状況：乾燥 ・ 普通 ・ 湿潤		
	播種及び小段植栽	時期：（播種） 月・（植栽） 3月	植栽本数： 3 本／m
		植栽方法：基部及び小段部に植生土のう工を施行し、土のう背面にバーク堆肥及び肥料を混入した表土を埋め戻し、植栽する。	
	緑 化 植 物 の 管 理	管理者：株式会社〇〇（事業者）	
		協定・保全管理計画書等：残地森林等保全管理書を提出	
		鳥獣害・病虫害対策：特になし	
		作業種類（時期・回数） ・ 追 肥：必要に応じて可能な限り行う。 ・ 補 植：必要に応じて可能な限り行う。 ・ その他（散水）：乾燥する夏季等には、可能な限り散水する。	

法 面 保 護 計 画 受 理 通 知

年 月 日

(申 請 者) 様

職 氏名

年 月 日付けで提出された下記の林地開発許可に係る報告について、受理します。

記

許 可 年 月 日 ・ 番 号	年 月 日付第 号
林 地 開 発 行 為 の 目 的 (事 業 の 名 称)	()
林 地 開 発 区 域 の 所 在 場 所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
林 地 開 発 区 域 の 面 積	h a

参考様式第4号
工 事 工 程 （ 工 区 ） 計 画 表

参考様式第4号
工 事 工 程 （ 工 区 ） 計 画 表

[illegible]

注1 開発行為の内容に応じて工区別及び工種別に区分し、具体的に記入すること。

2 着工予定年月日及び完了予定年月日が明らかでない場合は、見込みで記入すること。

3 工種は、開発行為の内容に応じて具体的に区分すること。

4 仮設の防災施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。

5 工程は、防災施設に係るものを先行させることとし、施設ごとに分けて工程を記載すること。

※1 特に、防災施設に係るものを細分化して記載し、出水期に適切な防災措置が行われているか確認できるようにすること。

※2 区域の明示とは、林地開発区域と残置森林区域の境界のこと。残置森林区域の外周については、林地開発許可申請時に明示。

開 発 事 業 区 域 周 辺 住 民 の 同 意 書

(申 請 者) 様

あなたが 地区で、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づく開発行為（ 事業）を行うことについて（下記の条件により）同意します。

年 月 日

(区 長) 住 所
氏 名

記

(条件)

排水先の同意書

(申請者) 様

あなたが、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定に基づく開発行為（事業）を行い、その区域内からの排水を、わたくしが管理する下記の施設に排水することについて、排水先の管理者として（下記の条件により）同意します。

年 月 日

(管理者) 住 所
氏 名

記

1 排水先の施設

2 (条 件)

河川管理者等との協議結果報告書

年 月 日

職 氏名 様

事業者 住所 法人にあつては、名称
氏名 及び代表者の氏名

下記の森林について、河川協議者等と協議した結果を報告します。

記

林地開発行為に係る 森林の所在場所		
林地開発行為の目的		
協 議 し た 機 関	住 所	
	氏名（名称）	
	代 表 者	
	連 絡 先	
協 議 期 間		
協 議 結 果		

- 注 1 氏名は、自署による場合には、押印を省略することができる。
- 2 協議結果には協議した機関からの指示事項及び当該指示事項についての対応方針等できる限り具体的に記載すること。
- 3 複数の関係機関と協議した場合は、当該関係機関ごとに協議期間及び協議結果について記載すること。

境界立会確認書

年 月 日

[土地の表示]

所 在

地 番

地 目

地 積

[所 有 者]

住 所

氏 名

上記土地の調査、測量に隣地所有者（又は利害関係人）として立会（現地立会・机上立会）をし、当該土地に隣接する私の所有地（又は利害関係地）との境界については、別紙図面に図示されたとおり相違ないことを確認いたします。

記

隣地(又は利害関係地)の表示	立会者の住所氏名	押印	立会年月日

- 注 1 所有者及び立会者の氏名は、自署による場合には、押印を省略することができる。
- 2 所有者以外の者が立会した場合は、所有者による立会者への委任状を添付すること。
- 3 本文の「(現地立会・机上立会)」は、どちらかに○をつけること。